

第六一回

参第五号

公害に係る紛争等の処理に関する法律（案）

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 公害等に係る苦情の処理（第三条・第四条）

第三章 公害に係る紛争の処理

第一節 通則（第五条・第六条）

第二節 和解の仲介（第七条 第十条）

第三節 調停（第十一条 第十六条）

第四節 仲裁（第十七条 第二十一条）

第五節 雑則（第二十二条 第二十四条）

附則

第一章 総則

（この法律の目的）

第一条 この法律は、公害等に係る苦情及び公害に係る紛争を処理する制度を確立し、もつて簡易迅速に、事案の公正かつ妥当な解決を図ることを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「公害」とは、事業活動その他の人の活動に伴つて生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によつて被害が生ずることをいう。

2 この法律において「公害等」とは、事業活動その他の人の活動に伴つて生ずる大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、地盤の沈下、悪臭及び日照の妨害によつて被害が生ずることをいう。

第二章 公害等に係る苦情の処理

（公害苦情相談員）

第三条 都道府県及び政令で定める市に公害苦情相談員を置く。

2 公害苦情相談員は、公害等に係る苦情について、住民の相談に応じてあつせん、助言及び指導をし並びに必要な調査をするとともに、苦情を処理するため必要があると認めるときは、関係人に対し意見を述べることができる。

（関係行政機関の協力等）

第四条 都道府県知事及び市長は、公害苦情相談員の調査に基づき公害等に係る苦情を処理するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対し、協力を求め又は意見を述べるができる。

第三章 公害に係る紛争の処理

第一節 通則

(管轄)

第五条 公害委員会は、公害に係る紛争であつて当該紛争に係る原因となつている行為の行なわれた地(以下「原因地」という。)と当該公害に係る被害が生じた地(以下「被害地」という。)とが異なる都道府県の区域にあるものについての和解の仲介、調停及び仲裁につき管轄する。

2 都道府県公害審査会は、公害に係る紛争であつて原因地と被害地とが共に同じ都道府県の区域にあるものについての和解の仲介、調停及び仲裁につき管轄する。

(移送)

第六条 公害委員会及び都道府県公害審査会(以下「公害審査機関」と総称する。)は、その管轄に属しない事件について申立てを受けた場合には、これを管轄権のある公害審査機関に移送しなければならない。

2 公害委員会は、事件を処理するため適当と認めるときは、事件の全部又は一部を都道府県公害審査会に移送することができる。

3 都道府県公害審査会は、事件を処理するため特に高度の知識及び判断を必要とすると認めるときは、事件の全部又は一部を公害委員会に移送することができる。

第二節 和解の仲介

(和解の仲介の開始)

第七条 公害審査機関は、公害に係る民事上の紛争が生じた場合において当事者の双方又は一方から公害審査機関に対し和解の仲介の申立てがなされたときは、和解の仲介を行なう。

(仲介員)

第八条 公害審査機関による和解の仲介は、仲介員によつて行なう。

2 仲介員は、次項の名簿に記載されている者のうちから、事件ごとに、公害審査機関の委員長が指定する。

3 公害審査機関は、毎年仲介員候補者を委嘱し、その名簿を作成しておかなければならない。

4 前項の仲介員候補者は、和解の仲介を行なうについて必要な学識経験を有し、かつ、公正な判断をすることができるものと認められる者でなければならない。

5 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第三十四条、第六十条第二号及び第六十二条の規定は、都道府県公害審査会の仲介員の服務について準用する。

(仲介員の任務)

第九条 仲介員は、当事者間をあつせんし、双方の主張の要点を確かめ、事件が解決されるように努めなければならない。

(事件を終了させる場合)

第十条 公害審査機関は、事件が性質上和解の仲介を行なうのに適当でないと認めるとき、又は当事者が不当な目的のみだりに和解の仲介の申立てをしたと認めるときは、事件を

終了させることができる。事件が解決される見込みがないと認めるときも、また同様とする。

第三節 調停

(調停の開始)

第十一条 公害審査機関は、公害に係る民事上の紛争が生じた場合において当事者の双方又は一方から公害審査機関に対し調停の申立てがなされたときは、調停を行なう。

(調停委員)

第十二条 公害審査機関による調停は、三人以上の調停委員によつて行なう。

2 調停委員は、公害審査機関の委員又は特別委員のうちから、事件ごとに、委員長が指定する。

(調停手続の非公開)

第十三条 調停の手続は、公開しない。ただし、調停委員は、相当と認める者の傍聴を許すことができる。

(意見の聴取)

第十四条 調停委員は、調停のため必要があると認めるときは、当事者の出頭を求め、その意見をきくことができる。

(調停案の作成等)

第十五条 調停委員は、調停案を作成し、当事者に対し、その受諾を勧告することができる。

2 前項の調停案は、調停委員の過半数の意見により作成しなければならない。

3 公害審査機関は、適当と認めるときは、当事者の秘密に属する事項に係るものを除き、第一項の調停案に理由を付してこれを公表することができる。

(事件を終了させる場合)

第十六条 公害審査機関は、事件が性質上調停するのに適当でないと認めるとき、又は当事者が不当な目的のみだりに調停の申立てをしたと認めるときは、事件を終了させることができる。調停が成立する見込みがないと認めるときも、また同様とする。

2 公害審査機関は、前項後段の規定により事件を終了させた場合において適当と認めるときは、当事者の秘密に属する事項に係るものを除き、事件の要点及び経過を公表することができる。

第四節 仲裁

(仲裁の開始)

第十七条 公害審査機関は、公害に係る民事上の紛争が生じた場合において次の各号の一に該当するときは、仲裁を行なう。

一 当事者の双方から、公害審査機関に対し仲裁の申立てがなされたとき。

二 この法律による仲裁に付する旨の合意に基づき、当事者の一方から、公害審査機関に対し仲裁の申立てがなされたとき。

(仲裁)

第十八条 公害審査機関による仲裁は、三人の仲裁委員によつて行なう。

2 仲裁委員は、公害審査機関の委員又は特別委員のうちから当事者が合意によつて選定した者につき、委員長が指定する。ただし、当事者の合意による選定がなされなかつたときは、公害審査機関の委員又は特別委員のうちから、委員長が指定する。

3 仲裁委員のうち少なくとも一人は、弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第二章（弁護士の資格）の規定により、弁護士となる資格を有する者でなければならない。

4 公害審査機関の行なう仲裁については、この法律に別段の定めがある場合を除いて、仲裁委員を仲裁人とみなして、民事訴訟法（明治二十三年法律第二十九号）第八編（仲裁手続）の規定を適用する。

(仲裁手続の非公開)

第十九条 仲裁の手続は、公開しない。ただし、仲裁委員は、相当と認める者の傍聴を許すことができる。

(文書及び物件の提出)

第二十条 仲裁委員は、仲裁を行なう場合において必要があると認めるときは、当事者の申立てにより、相手方の所持する当該事件に係るある文書又は物件を提出させることができる。

2 仲裁委員は、相手方が正当な理由がないのに前項に規定する文書又は物件を提出しないときは、当該文書又は物件に関する申立人の主張を真実と認めることができる。

(立入検査)

第二十一条 仲裁委員は、仲裁を行なう場合において必要があると認めるときは、当事者の申立てにより、相手方の占有する事件に係るある場所に立ち入り、紛争の原因たる事実関係につき検査をすることができる。

2 仲裁委員は、相手方が正当な理由がないのに前項に規定する検査を拒んだときは、当該事実関係に関する申立人の主張を真実と認めることができる。

第五節 雑則

(関係行政機関の協力)

第二十二条 公害審査機関は、関係行政機関に対し、公害に係る紛争の処理のため必要な資料又は技術的知識の提供、技術的判断その他必要な協力を求めることができる。

(意見の申出)

第二十三条 公害審査機関は、公害に係る紛争の処理に関連して、当該紛争の解決及び公害の防止のため必要と認める事項につき、関係行政機関に意見を述べることができる。

(紛争処理手続に関する規則)

第二十四条 この章に規定するもののほか、公害に係る紛争の処理の手続に関し必要な事項は、公害委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この法律は、昭和四十四年六月一日から施行する。

(鉱業法の一部改正)

- 2 鉱業法(昭和二十五年法律第二百八十九号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二百一十一条」を「第六十四条」に改め、「第三節 和解の仲介(第十二条 第六十四条)」を削る。

第六章中「第三節 和解の仲介」を削る。

第二百二十二条から第六十四条までを次のように改める。

第二百二十二条から第六十四条まで 削除

(水洗炭業に関する法律の一部改正)

- 3 水洗炭業に関する法律(昭和三十三年法律第百三十四号)の一部を次のように改正する。

第十八条を次のように改める。

第十八条 削除

(公共用水域の水質の保全に関する法律の一部改正)

- 4 公共用水域の水質の保全に関する法律(昭和三十三年法律第百八十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四章 和解の仲介(第二十一条 第二十五条)」を削る。

第一条中「図り、あわせて水質の汚濁に関する紛争の解決に資するため」を「図るため」に改める。

第四章を削る。

(大気汚染防止法の一部改正)

- 5 大気汚染防止法(昭和四十三年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四章 和解の仲介(第二十二條 第二十五条)」を「第四章 削除」に改める。

第一条中「とともに、大気汚染に関する紛争について和解の仲介の制度を設けることにより、その解決に資する」を削る。

第四章を次のように改める。

第四章 削除

第二十二條から第二十五条まで 削除

(騒音規制法の一部改正)

- 6 騒音規制法(昭和四十三年法律第九十八号)の一部を次のように改止する。

目次中「第四章 和解の仲介(第十六条 第十九条)」を「第四章 削除」に改める。

第一条中「とともに、騒音に関する紛争について和解の仲介の制度を設けることにより、その解決に資する」を削る。

第四章を次のように改める。

第四章 削除

第十六条から第十九条まで 削除

(従前の和解の仲介等)

- 7 この法律の施行前に都道府県知事及び通商産業局長が受理した和解の仲介事件及びあつせん事件については、なお従前の例による。

理 由

公害等に係る苦情及び公害に係る紛争を簡易迅速に処理するため、公害苦情相談員による公害等に係る苦情の処理の制度並びに公害委員会及び都道府県公害審査会による公害に係る紛争についての和解の仲介、調停及び仲裁の制度を確立する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

この法律施行に要する経費

この法律施行に要する経費は、昭和四十四年度において約八百万円、平年度約一千万円の見込みである。